平成３０年（再ロ）第２７号
大阪市東成区東中本３丁目22番４―805号
再生債務者　山脇　陽太
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月19日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月23日から平成30年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再ロ）第３２号
大阪市住之江区住之江２丁目５番25号
再生債務者　髙居　宏治
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月19日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月23日から平成30年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再ロ）第１号
北海道旭川市神居８条14丁目１番19号
再生債務者　杉谷真砂樹
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月20日まで
4　一般異議申述期間　平成30年８月３日から平成30年８月10日まで
旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成３０年（再ロ）第３号
札幌市北区新琴似１条８丁目16番５号
再生債務者　池端　英明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年６月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年７月20日まで
平成30年６月22日
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再ロ）第１号
高知県宿毛市中央７丁目２番18号
再生債務者　髙屋　　誠
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年８月３日まで
平成30年６月21日　高知地方裁判所中村支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１６号
さいたま市中央区本町西５丁目３番３号
再生債務者　志村　和宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月21日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成３０年（再ロ）第１００１号
茨城県常総市新井木町380番地２
再生債務者　石川　直人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月21日　水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（再ロ）第４号
堺市堺区新在家町西１丁１番10―1004号
再生債務者　寺脇　嗣悦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月20日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成３０年（再ロ）第３号
名古屋市中区丸の内３丁目23番23号　リエトコート丸の内202号
再生債務者　鎌田　真之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再ロ）第４号
盛岡市東中野字五輪１番地１　コーポ五輪202号
再生債務者　坂本　吉広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月22日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（再ロ）第２号
鹿児島県鹿屋市今坂町12431番地18
再生債務者　村濱　　啓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月19日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

平成３０年（再ロ）第１号
秋田県南秋田郡大潟村字東２丁目12番地２
再生債務者　下間　圭太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月22日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（再ロ）第２３号
埼玉県志木市上宗岡４丁目１番20号
再生債務者　最上　賢二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月21日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第１２号
宮城県富谷市明石台２丁目18番地７
再生債務者　坂井　英樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月21日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２９年（再ロ）第２号
新潟県村上市飯野３丁目５番５号１
再生債務者　越善　正也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月22日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（再ロ）第４号
北海道旭川市永山１条４丁目４番７号（右）
再生債務者　野呂　　文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月22日　　旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１８年（再ロ）第５６号
秋田県大仙市内小友字荒山台下り47番地
再生債務者　伊藤　友祐
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年４月９日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成30年６月22日
秋田地方裁判所民事第２部

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成三十年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成三十年六月二十九日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年六月二十六日
掲載頁　一一五頁（号外第一三七号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成三十年七月二日
札幌市中央区北四条東二丁目七番地
（甲）株式会社ニューオオタニ
代表取締役　大谷　荘一
札幌市中央区北四条東二丁目七番地
（乙）有限会社ビジネスコンサル
代表取締役　齋藤　甲司